

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月27日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第6号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4備考以外の部分中

17 教職員の忌引の場		次の期間内において必要と認められる期間
合	配偶者	10日
	血族	
	1親等の直系尊属（父母）	7日
	1親等の直系卑属（子）	5日
	2親等の直系尊属（祖父母）	
	及び傍系者（兄弟姉妹）	3日
	2親等の直系卑属（孫）及び	
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
	姻族	
	1親等の直系尊属	3日
	1親等の直系卑属、2親等の直系尊属及び傍系者並びに3親等の傍系尊属	
	1日	

を

17 教職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	別表第5の親族欄に掲げる親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
---	---

に改める。

別表第4 備考を削る。

別表第4の次に次の表を加える。

別表第5（第11条関係）

親族の死亡による休暇における親族の範囲及び休暇の日数

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承

	継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）